

千葉市立青葉病院診療材料・物流管理委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院内で使用する診療材料など物流（SPDを含む。）に関し、適正かつ効率的・合理的な運用を図り、もって健全な病院運営に資するため、青葉病院診療材料・物流管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 〔1〕 診療材料購入申請に関する事項
- 〔2〕 同種同効品が複数ある診療材料の見直しに関する事項
- 〔3〕 長期間使用の無い診療材料に関する事項
- 〔4〕 その他、委員会の目的達成を図るための必要事項

〔組織〕

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、整形外科統括部長及び消化器外科部長とする。
- 3 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師の職にあるもの及び事務局医事室、管理班により構成する。
- 4 手術室で使用する診療材料など物流に関しては、複数科で共通使用する品目が多いことから、委員会に手術部門委員会を設置し、第2条の所掌事務を行う。
- 5 手術部門委員会の委員長及び副委員長は、麻酔科医師及び整形外科医師とする。
- 6 手術部門委員会の組織は、医師、看護師の職にあるもの及び事務局管理班により構成する。

〔会議〕

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め又は意見を聞くことができる。

〔庶務〕

第5条 委員会の庶務は、事務局管理班において総理する。

〔委任〕

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

〔読替規定〕

第7条 第4条から第6条までの「委員会」は、「手術部門委員会」に読替する。

付則 この規程は、昭和59年10月1日より施行する。

改正	平成15年	5月	1日
改正	平成16年	4月	1日
改正	平成18年	4月	1日
改正	平成22年	6月22日	
改正	平成23年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	令和3年	4月14日	
改正	令和4年	4月	1日